



福岡医発第 141 号 (地)

平成 31 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う
介護報酬等の請求等の取扱いについて

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律 (平成 30 年法律第 99 号) が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日 (以下、「10 連休」という。) となることが決定されております。

本会からは、平成 31 年 4 月 4 日付 (福岡医第 41 号 (地)) 文書において、10 連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応等についてのご連絡を申し上げますが、今般、厚生労働省より日本医師会を通じて別添のとおり介護報酬等に係る請求の取扱い及び介護事業所台帳等の整備について事務連絡が発出された旨、通知がありました。

当該事務連絡においては、介護サービス事業者の請求書の提出期限について本年 4 月サービス提供分 (5 月提出分) に係る請求明細書の各国保連への提出期限について、10 連休による影響等を踏まえ、通常の 5 月 10 日までではなく、5 月 13 日とすること、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとされること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 4)

平成 31 年 4 月 4 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う介護報酬等の請求等の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日となることが決定されております。

本会からは、平成 31 年 3 月 28 日付（介 205）文書において、10 連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応等についてのご連絡を申し上げますが、今般、厚生労働省より、別添のとおり、介護報酬等に係る請求の取扱い及び介護事業所台帳等の整備について事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

当該事務連絡においては、介護サービス事業者の請求書の提出期限について本年 4 月サービス提供分（5 月提出分）に係る請求明細書の各国保連への提出期限について、10 連休による影響等を踏まえ、通常の 5 月 10 日までではなく、5 月 13 日とすること、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとされること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、今般の 10 連休における介護報酬等に係る請求の取扱い及び介護事業所台帳等の整備についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

（添付資料）

○本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う介護報酬等の請求等の取扱いについて
（平 31. 3. 29 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課）



事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各
都道府県
指定都市
中核市
介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う
介護報酬等の請求等の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日（以下「10 連休」という。）となることが決定されました。

当該法律に係る国会の附帯決議の趣旨等を踏まえ、介護保険サービス等の提供に関しては、「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について」（平成 31 年 3 月 20 日老発 0320 第 8 号厚生労働省老健局長通知）においてお示ししたところ。介護報酬等に係る請求の取扱い及び介護事業所台帳等の整備について下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内市町村、サービス事業者、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の関係者に対し、適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 介護サービス事業者の請求書の提出期限について

本年4月サービス提供分（5月提出分）に係る請求明細書の各国保連への提出期限については、10連休による影響等を踏まえ、通常の5月10日までではなく、5月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

2 都道府県及び市町村と各国保連との各台帳の整備について

各都道府県及び市町村においては、毎月初旬に行っている事業所台帳や受給者台帳等（以下「各台帳」という。）の整備について、10連休により作業日程の考慮が必要となることから、各国保連と十分な連携・調整のうえ、各台帳の整備を遅滞なく行うよう留意すること。